

資料No2

店舗跡建物及び土地の買入れについて

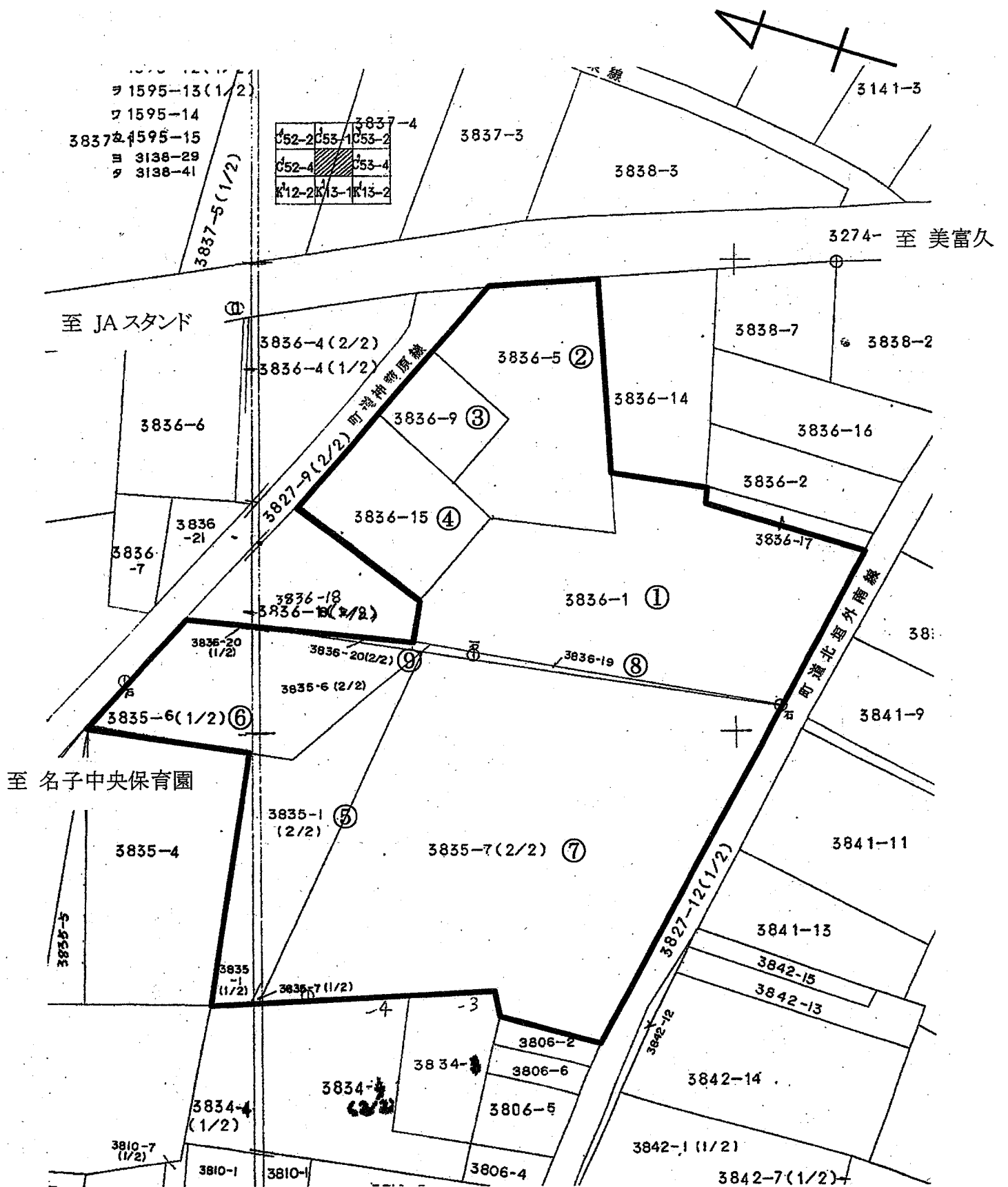
平成30年8月28日
議会全員協議会

1. 建物

所在地	床面積	構造	契約の相手方
松川町元大島 3835番7 〃 3836番1 〃 3836番19	地階 73.20㎡ 1階 1149.10㎡	鉄筋コンクリート・鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 地下1階付平屋建	有限会社みやざわ破産管財人 弁護士法人下平法律事務所

2. 土地

	所在地	地積	地目	契約の相手方	備考
①	松川町元大島 3836番1	707.36㎡	宅地	有限会社みやざわ破産管財人 弁護士法人下平法律事務所	
②	松川町元大島 3836番5	365.22㎡	宅地	M破産管財人 弁護士法人下平法律事務所	
③	松川町元大島 3836番9	94.94㎡	宅地	〃	
④	松川町元大島 3836番15	196.02㎡	宅地	〃	
⑤	松川町元大島 3835番1	256.00㎡	宅地	Y氏	
⑥	松川町元大島 3835番6	298.17㎡	宅地	〃	
⑦	松川町元大島 3835番7	1363.12㎡	宅地	〃	
⑧	松川町元大島 3836番19	15.12㎡	宅地	〃	
⑨	松川町元大島 3836番20	10.52㎡	宅地	〃	
計	9筆	3306.47㎡			



平成30年2月21日

松川町

保健福祉課 米山様

〒395-0013 飯田市小伝馬町1-3594-7

破産者 有限会社みやざわ

破産者 M

破産管財人 弁護士法人下平法律事務所

弁護士 諏訪 卓也

電話 0265-24-4255

FAX 0265-22-7242



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般お問い合わせいただきました、有限会社みやざわ、M氏及びY氏の所有にかかる不動産の売却について、当職が予定している売却対象物件及び売却価額は別表に記載したとおりです。

売買契約にあたっては、建物内外の残置物の所有権も合わせて買主に移転されること及び破産管財人が瑕疵担保責任を負担しないことが前提となり、また、最終的な売却価額については裁判所の許可を得て決定されることとなりますことをご承知おきください。

なお、Y氏の所有土地についてはY氏との間で売買契約を締結していただくこととなりますが、当職がこれまでにY氏に確認をしたところでは、別表記載の金額であれば売却をする意思があるとのことでした。

敬具

(別表)

1 有限会社みやざわ所有不動産

(1) 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)	金額
松川町元大島	3836番地1	宅地	707.36	¥10,894,115

(2) 建物

所在	家屋番号	構造	床面積 (㎡)	金額
松川町元大島3835番地7、 3836番地1、3836番地19	3835番7	鉄筋コンクリート・鉄 骨造亜鉛メッキ鋼板葺 地下1階付平家建	1階 1149.10 2階 73.20	¥3,000,000

2 M氏所有不動産

所在	地番	地目	地積 (㎡)	金額
松川町元大島	3836番地5	宅地	365.22	¥10,105,885
	3836番地9	宅地	94.94	
	3836番地15	宅地	196.02	

3 Y氏所有不動産

所在	地番	地目	地積 (㎡)	金額
松川町元大島	3835番地1	宅地	256.00	¥9,500,000
	3835番地6	宅地	298.17	
	3835番地7	宅地	1363.12	
	3836番地19	宅地	15.12	
	3836番地20	宅地	10.52	

建物 3,000,000 円

土地 3306.47 ㎡(≒1,000 坪) 30,500,000 円